

京建物カルテ基本方針

令和元年6月

1 総則

京都には、職住共存を基本として発展してきたまちづくりの文化があり、まちなみ景観を特色付ける歴史的な建物や、まちの人々に大切にされてきた建物がたくさん存在する。

時代の特徴を表し、歴史的な価値が認められる建物、独自性に優れ、意匠的な価値が認められる建物、さらには、地域で愛され、その土地固有の文化を伝承してきた建物等、それらによって、京都のまちなみは形成されている。これらの建物を“京建物（きょうたてもの）”と名付ける。

京町家とともに次代に継承するため、“京建物”についての的確な調査を行い、「京建物カルテ」としてその建物の特徴や由緒などを適切に評価し、明らかにすることで、所有者や関係者の認識を深め、大切に維持・継承されていくことを目指すものである。

(目的)

1. “京建物”が文化的な資産であることの価値を理解し、認識を広める
2. “京建物”の適切な保全・継承のための維持・管理を促す

(参考：京建物カルテに関連したこれまでの取組)

平成21年度	(国土交通省 長期優良住宅等推進環境整備事業) 「京町家データカルテ(仮称)検討会」において検討 フォーマット作成
平成22年度	(国土交通省 長期優良住宅等推進環境整備事業) モデルケース作成、それらの活用方法、情報の管理方法について検討
平成23年度	「京町家カルテ」事業 実施
平成25年度	京町家カルテ委員会 発足
平成28年度	「京町家プロフィール」事業 実施

2 京建物カルテ概要

表紙	正面写真・付近見取図	
文化情報	1 建物の概要	
	2 由緒・沿革	地域の歴史、建物の由緒
	3 建物の特徴	外観の特徴、内部の特徴 建物ごとに特徴及び復原的考察をまとめ、文化的特徴を明らかにする
	4 考察	
建物情報	5 現況調査	適切な維持管理ができていないか、劣化状況を目視によりチェックする (構造・規模により調査不可)
図面	6 図面	配置図・平面図

3 調査体制について

京建物カルテの作成のための調査は、当財団の京町家カルテ調査員に依頼する。

4 京建物カルテの運営体制について

(1) 規程

京建物カルテ規程を設け、適切に運用する。

(2) 審査機関

京建物カルテの要件、記載内容を「京町家カルテ委員会」にて適正に審査する。委員は、京町家の建築史及び、伝統軸組木造建造物の評価に関する専門性をもった外部人材に委嘱する。

(3) 基本方針の見直し

事業の成果については、毎年度、幅広い観点からの的確に評価し、その状況を踏まえながら、基本方針については適宜見直しを行うこととする。